



社会科学における憲法教育の内容構成論： 憲法教育の概念分析を手がかりにして

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-10-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 浅利, 祐一, 池田, 泰弘 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00006698

社会科における憲法教育の内容構成論

— 憲法教育の概念分析を手がかりにして —

浅利 祐一・池田 泰弘*

北海道教育大学教育学部釧路校法律学研究室

*釧路市立北中学校

The Theory of Curriculums Based on Constitutionalism in Social Studies

ASARI Yuichi and IKEDA Yasuhiro*

Department of Law, Kushiro Campus, Hokkaido University of Education

*Kita Junior High School, Kushiro

概 要

本研究の目的は社会科における憲法教育の概念を分析し、憲法教育の内容構成の視点を得ることである。憲法学における憲法教育とは「日本国憲法の価値理念を担う主権者たる国民を育成していく教育」であり、教育内容として憲法の価値と主権者としての批判的に判断する力の2点を挙げる。社会科教育学における憲法教育とは、実践的意味を持つものであり、憲法学習と捉えられる。その教育内容は憲法そのものであり、それをどのように教えるのかに力点を置く。法教育における具体的な議論が進む中で、法律学から憲法教育の内容について問題提起がなされた。次の3点を憲法教育の内容構成の視点として抽出することができた。一点目は、憲法の価値をどのように見出すかである。二点目は、憲法の何を教育内容として構成するかである。三点目は、憲法教育の内容構成の方法である。

本研究の成果は次の2点である。一点目は、憲法教育の概念を明らかにしたことである。二点目は、憲法教育の内容構成の視点を得たことである。今後の課題として、憲法教育とは一義的な概念であるのか、あるいは多義的な概念を含むものであるのかという問いの解決や、憲法教育の内容構成論の精緻化を図ることが挙げられる。

1 問題の所在

憲法教育の意味するものは何か。子どもたちが法を学ぶ上で難解な内容の一つが憲法である。日

常の授業において、教師は憲法の内容を具体的にわかりやすく説明することに力を注ぐ。子どもたちは教師の説明に耳を傾け、憲法という抽象的な内容を理解しようとする姿が見られる。こうした

授業の背景には、教師には「憲法は大切だが教えるのが難しい」「いわゆる憲法の三原則や条文・人権の内容の暗記に終始しがち」という意識や現実があると言われている¹⁾。憲法に関する授業実践は数多く発表されているが、憲法に関する教育内容の理論研究は未だに切り拓かれていない状況にある。その理由は、憲法教育とは何かという自明の問いに対する一定の結論が示されていないことと、憲法教育の概念が学問間の連携が図られずに理解されてきたことによる。

憲法学では、憲法を教育の場でどのように教えるのかという憲法教育に対する理論研究²⁾は存在する。それは憲法を通して教育の在り方を考察したものであり、教育実践の方向性を示したものではない。最近では、義務教育における憲法学習について「恐らくある種の条文などは暗記させられていた」のだが、「憲法を議論する際の、基本の基本のことが伝わっていない」と指摘も見られる。法教育が提唱されるのに伴って、憲法学が憲法教育の内容や方法に関心を向けていることが窺える³⁾。

社会科教育学においては、「日本の法教育は、これまで憲法教育として実践されてきた」という指摘があり、法教育は憲法教育であると言っても過言ではないと説明されている⁴⁾。憲法学では、憲法教育についての論点は憲法価値を教育においてどのように反映させるかに重点を置く。社会科教育学では、憲法の内容を授業でどのように学習するのかに議論の重点を置くため、憲法学習と呼ばれることが多い。そのため、憲法を教育内容としてどのように構成すべきかという議論は活発ではなく、その理論的説明は不十分である。

憲法教育には、社会科教育学で論じられる憲法教育と憲法学で論じられる憲法教育の二つの概念が共存する。憲法教育は互いに独立した概念と受け止められるが、その概念には共通点や相違点が存在するのだろうか。現在のところ、憲法学と社会科教育学における憲法教育の概念を比較分析した先行研究は提示されていない。また、憲法教育はどのような論理で説明され、どのような内容を構

成すべきかという問いに対する答えは明確ではない。しかし、近年は法律学から法教育に対するアプローチが図られ、具体的な提案が見られる。個別の学問領域における固有の見解の共通点や、相違点を解明する時期に来ていると言える。これらの課題を克服することによって、現在の憲法教育の概念を確認し、憲法教育の内容構成の具現化に近づくことができるだろう。

本稿の目的は社会科における憲法教育の概念を分析し、憲法教育の内容構成の視点を得ることである。本研究の手順は、以下に示す通りである。第一に、憲法教育の概念について、憲法学と社会科教育学の見解をそれぞれ分析する。第二に、法律学から示された問題提起を分析し、憲法教育の内容構成に必要な手がかりを得る。最後に、得られる成果と課題を提示する。

なお、本研究は憲法学と社会科教育学の成果を考察し、帰納的に結論を導き出す研究手法を用いる。

2. 憲法教育の概念

憲法教育とはどのような概念であるのか。本章では、憲法学における憲法教育と社会科教育学における憲法教育の概念を比較分析する。この分析を通して、憲法教育の定義や教育内容を明らかにしたい。

(1) 憲法学における憲法教育

本節では、憲法における憲法教育の定義を代表的な論者の見解を踏まえて確認する。次に、憲法教育の教育内容を永井憲一と戸波江二の見解を手掛かりに分析する。

① 憲法学における憲法教育の定義

星野安三郎によれば、憲法教育とは「すべての国民が、人権・主権・平和などの憲法的価値を身につけ、これらの価値を自主的・主体的・民主的に実現できる能力の育成を目的とする」教育であるという⁵⁾。中野光は「憲法的価値を人格において実現することを目指す教育」と述べる⁶⁾。

同じく成嶋隆は、「教育内容として憲法を扱う教育、言い換えれば憲法価値を教育価値として選択する教育」を憲法教育であると述べている⁷⁾。

また、永井憲一は「日本国憲法の理念を次代の主権者となる国民一人ひとりに普及徹底し、そのようにして育成された国民の手により、平和で民主的な人権が尊重される文化国家としての日本を創造し、それを維持していくこと…を実現するための教育」であると定義する⁸⁾。永井によれば、憲法学界は学習指導要領が定めた国旗・国旗に対する法的な見解を示さず、「高校までの学校教育の中で、どのように憲法教育が行われてきたのか、それでよいのかどうか、など憲法学の専門領域で正面から論争されたことは、全くなかった」と指摘する⁹⁾。そして、教育は憲法が示す平和主義と民主主義を実現する方向に進められなければならないと主張する。

憲法学における憲法教育とは「日本国憲法の価値理念を担う主権者たる国民を育成していく教育」¹⁰⁾であると定義付けることが可能である。その特徴は、憲法の価値を教育において国民に身につけさせ、民主的な国家形成を目指す点にある。

②憲法教育の教育内容

永井憲一は憲法教育の定義のみならず、その教育内容について次のように示している。具体例には、現代民主政治に関する制度の知識、現実の政治の理解力と公平な判断力、主権者としての実践的な政治道徳および政治哲学である。それは憲法の解釈を通じた教育内容の方針と理解することができるという¹¹⁾。ただし、教育内容はあくまで教育学の対象であると指摘しており¹²⁾、教育内容の構成は憲法学の対象外であることを示唆した。憲法学において、長い間この主張に対する理論的応答の機会はなかった。近年、戸波江二は憲法に含まれる価値は教育で教えられるべきであるという問題提起を行った。

戸波は国民の教育権論を批判する立場にたちつつ、「子どもたちに教えられるべき教育内容はある」と断言する。更には、「日本国憲法の定める自由や民主、平和といった基本価値は…教育現場

でしっかりと教えられなければならない」と述べ、「学校における憲法教育は、子どもたちに人権尊重の大切さ、民主的な話し合いと決定の正しさ、国際平和のための努力の必要性などを教える」として具体的内容と方法を明示している¹³⁾。戸波が考える憲法教育とは、価値や思想についての客観的事実、政治的に対立する価値や思想、最低限の道徳的規範の遵守であり、反社会的な思想や暴力は消極的に教えるものである。

このような戸波の問題提起に対して、斉藤一久は次のように分析する。斉藤によれば、教育法学では憲法と教育の関係を「憲法教育として論じてきた」と述べている。憲法研究者は「憲法の価値が教育では教えられなければならない」と主張するのに対して、教育法学研究者は「憲法の価値であったとしても、それは教育内容を無条件に拘束するものではない」と主張する説が多いとも分析している。斉藤は憲法教育が目指すべき方向として、「批判的な能力を備えた自律的な判断主体の育成」という教育的な視点は肯定されて良いと述べている。また、教育内容が数多くの学問から事実上の要請を受けているという指摘は憲法教育の内容構成に通じるものがある¹⁴⁾。

憲法教育の教育内容とは、次の2点を指摘することができる。一点目は、憲法の価値である。先に示した憲法教育の定義とも関連するが、憲法に込められた価値を国民教えることが主権者育成につながるのである。人権や平和、政治についての思想や政治に関する知識も内包されていると言ってよい。二点目は、主権者としての批判的に判断する力である。国民が現実の政治を無批判に受け入れることは、民主主義の停滞を招く可能性が高い。主権者として国家をどのように形成すべきか、あるいはどうあるべきかを考え、それを実現させていく資質が必要であると言える。

(2) 社会科教育学における憲法教育

本節では、社会科教育学における憲法教育の定義を確認する。次に、憲法教育に関わる社会科教育学と憲法学の理論的応答を、渡邊弘と成嶋隆の

見解を手掛かりに分析する。

①社会科教育学による定義

戦後に成立した社会科は、国民に日本国憲法を教えるために重要な役割を果たした。1947年度の学習指導要領において学校教育において憲法の学習が位置付けられ、子どもが憲法を学ぶことが所与の前提となった。社会科教育学は教科教育学の一つであり、憲法の価値をどのように教育活動で反映させるかという課題は授業実践を通して論及してきた。現在でも憲法教育とは何かという明確な定義は確定されていないが、ここでは憲法をどのように学ぶのかという学習論における定義を紹介する。

社会科教育学における憲法学習とは「憲法の条文に即してその内容を学習する狭義の憲法学習」と「憲法を貫く基本的な考え方を、日常生活の中の具体的な学習を通して、無理なく理解させ身に付けさせようとする広義の憲法学習」があるのが定説とされる。社会科や公民科における憲法学習は広義の定義にあてはまる。加えて、「単に抽象的な理論や制度として理解させるのではなく、生徒の毎日とのかかわりの中で考えさせること」や「生徒の日常経験や知的経験から、憲法の基本的原則を考察させること」が大切であると言われている¹⁵⁾。

社会科教育学における憲法教育とは実践的意味を持つものであり、憲法学習と捉えられる。その特徴は、憲法を教育内容とし、それをどのように教えるのかが社会科教育学としての憲法教育である。憲法学との相違点は、憲法学のように論者によって異なる見解が出されていない点や教育内容を学習指導要領や教科書の記述内容を前提としている点である。

②社会科教育学からの応答

先に示したように、憲法学においても憲法教育の定義や教育内容の設定がなされている。これに対して、社会科教育学から憲法学に対して教育内容の構成について、次のような理論応答が展開された。

渡邊弘は、さしあたりの結論として「学校での

法教育は基本的に、憲法価値・原理に準拠して構想されるべきである」が、「法教育が日本国憲法による規範的要請であることを意味しない」という見解を出した。法教育の内容は一般国政ルートではなく文化的自治ルートによって決定するが、その決定内容を押しつけや教化という方法で子どもに強制してはならないと主張する¹⁶⁾。学校教育を通して国家権力が憲法価値を注入すること、言い換えれば、価値の強制については批判的立場であるといえる。この点について、成嶋隆は、「社会科教員を中心とする教員集団の教研活動、憲法研究者との協働などを通して、自主的なカリキュラム・教材を開発」することが文化的自治ルートという意味に解せると述べる¹⁷⁾。成嶋の主張は、大学の法学・教育学研究者や学校現場の教師が議論して憲法の教育内容を開発し、憲法教育の実践を進めていくべきであるという主張に受け取ることができる。

この理論応答で明らかになったことは、憲法教育は教育内容も含めて一義的に定義されるものではなく、多義的に定義される可能性を持つ点である。

3. 法律学からの問題提起

前章では、憲法学と社会科教育学における憲法教育の概念を考察した。近年、法教育が提唱され、憲法教育に関する研究や授業実践が急速に展開している。その流れにおいて、法律学から憲法教育の内容について、具体的な問題提起がなされた。本章では、大村敦志と戸松秀典が示す法教育への提言を分析し、憲法教育の内容構成の視点を得ることにする。

(1) 大村敦志の主張¹⁸⁾

大村は周知の通り、法教育推進協議会の座長を務め、専門である民法を題材に多くの提案を行っている法学研究者である。法教育の研究結果が出版物を通して公開される中で、大村はその共通点をいかにして法を教えるのかという問題意識であ

ると指摘する。それは、「教育」から「法」へ、いわば社会科教育学サイドから法律学サイドへのアプローチである。具体的には、法教育の必要性を示し、具体的な教材、方法を提示して授業実践に結びつける方向性と言える。社会科教育学研究者による教育内容の提示がなされたが、現在でもその内容検討に至っていない。また、「法」から「教育」へ、つまり法律学サイドから社会科教育学サイドへのアプローチもありうるのだが、そう考えるのは少数の法学者であると指摘する。法学者の法教育への貢献部分は教育内容の構成であり、同時に法学教育にとっても有用なものになりうるという。これは法学者の研究領域の捉え直しにつながるかと述べているが、法律学サイドから社会科教育学サイドへのアプローチは今後有益になると予測している。

大村の最大の主張は、教育現場と法学が相互に循環作用によって法教育の理論と実践を進展させ、法教育の深化につながると考える点である。法学習にとって自由、権利、責任、義務などの概念的な用語の理解は有益だが、大村の主張は具体的な教材の作成や授業実践までには至っていない。この点については、次の戸松秀典の主張が参考になる。

(2) 戸松秀典の主張¹⁹⁾

戸松は、法教育に対して実践を積み重ねた分析・検討が必要であると述べる。実践に基づいた議論姿勢を打ち出す点は、現場と理論の往還作用を期待する大村の見解と一致する。戸松は、憲法・法教育の理念と実情として大きくの次の3点を挙げる。

一点目は、憲法は特別な位置づけがされている点である。言うまでもなく憲法は国の最高法規であり、国法秩序の最高位に位置付けられ、憲法の価値内容が下位の法規範で具体化される。そもそも憲法は国家権力への禁止・制限を定めたものという立憲主義の性格を持ち、憲法に従うべきは国家権力である公務員であり、国民は憲法秩序維持の監視者であるという。憲法はその性格の特殊性

から実定法解釈学における憲法論が敬遠され、日本の憲法訴訟も少ないと述べる。国民投票法は成立したが一度も改正がないため、変わらないものと受け止められている。

二点目は、一点目が学校での憲法・法教育に影響している点である。教科書における憲法の記述内容は学習指導要領の要請による万遍ない記述内容であり、大学受験の関係から体系的が重視され、憲法知識を詰め込むための教科書が使用される¹⁹⁾。その教科書をどう使うのかは教師の力量に任されるが、大学生の現状からすれば期待できないものと理解されている。

第三に、実生活との結びつきの薄さである。学習指導要領では日本国憲法の基本原則について国民生活との関わりから認識を深めさせるとあるため、憲法上の価値と日常生活との関わりを認識させることが求められる²⁰⁾。しかし、憲法学では体系的の重視、学説偏重の傾向が顕著、憲法の特別な地位と相俟って生きた憲法学としての法教育を支えることは期待できないと説く。その上で「従来の憲法学から決別した発想」を求める決意がなされている²¹⁾。

戸松によれば、憲法・法教育の目的として、憲法の具体的な意味は自分たちが作り上げていくものであり、教え込む憲法教育ではなく、互いに意見を交わす憲法学習になるように努力すべきであるという。その方法として、従来の憲法学を基盤とした憲法教育を反省し、そこから脱すること、法ないし憲法の専門家でない者も気軽に使用できる教材が求められる憲法の全体系から思い切って離れた教材をもとに、憲法・法教育を行う可能性を提起する。具体的には口頭主義を挙げている。また、従来の憲法学を基盤とした憲法教育には憲法のことに集中し、他の法領域のことへの関心をあまり払わない傾向があったことや近年の憲法学説で議論が再燃している私人間効力論（無適用説）による法教育の挫折の可能性を懸念している²²⁾。憲法・法教育の実践として題材は憲法の核心といえる価値である自由と平等を選択している。自由や平等の意義、概念の根源を感じ取り、

自分たちの日常生活でのかかわりあいを認識することを目的とするという。自由の具体的題材としてはマンションへのピラ投入、平等については性差別、男女平等、また、自己決定や自律権についても言及している。課題として、話し合いにおいて現在の憲法秩序がいかようのものであるかを正確に示すことができる者がいたほうが良いと説く。

戸松の最大の主張は、憲法に関する適切な題材について、子どもたち同士が互いに話し合える学習が重要であると考えている点である。特に、教材を教え込む教育方法を脱却し、口頭での議論を通して身に着ける能力の育成を重視している。この点で注目すべきは、具体的問題を解決するにあたり、法的な思考や判断基準を持ち込むべきではないと指摘していることである。あくまで問題解決の困難性や、問題解決に導く意見の多様性を認識させることに意義を求めている。

(3) 憲法教育の内容構成の視点

前節までの分析を踏まえ、次の3点を憲法教育の内容構成の視点として抽出することができる。

一点目は、憲法の価値をどのように見出すかである。

この視点は大村、戸松両氏の見解と一致する。憲法の価値とはどのような価値であるのかは、極めて繊細かつ難解な論題である。その課題をするためには、教育における憲法の価値を誰がどのように決定するのかという問いを解決しなければならない。その際、憲法理念と教育理念をどのように捉えて憲法の価値を見出すのかは慎重に検討されるべきである。教育学において、憲法と教育の関係性を明らかにしていくことは、法教育の理論発展にとって有益になると考えられる。

二点目は、憲法の何を教育内容として構成するかである。憲法学からのアプローチでは、自由や平等、人権や平和、民主主義といった内容が示された。特に、憲法は法教育における関連性・親和性が最も高い法分野であり、歴史や社会哲学と関連付けた展開が最重要であるという点は否定できない。憲法教育においても、法とは何か、法の意

義や歴史、なぜ法が必要なのか、法が果たす社会的役割を考えることは重要である²³⁾。ただし、憲法の価値をどのように見出すかによって、教育内容の構成は常に改善されると考えるべきである。

三点目は、憲法教育の内容構成の方法である。学校教育では、教師に教材の第一次解釈権があるとされている。しかし、教師は必ずしも憲法の学問研究の成果を習得しているとは限らない。大村氏が指摘するように、教育現場と法学が相互に循環作用を機能させて教育内容を構成していくことが必要とされる。その際、科学的な認識の習得に傾斜すれば、教育内容としての限界が生ずる。社会科における憲法学習の目標と内容、方法を社会科教育学の研究成果に基づきながら内容構成を図ることを目指したい。

4. おわりに

本稿は、憲法学と社会科教育学における憲法教育の概念を分析し、その結果を踏まえて憲法教育の内容構成の視点を得ることを目的に研究を進めてきた。最後に本研究の成果と課題を示す。成果は次の2点である。

一点目は、憲法教育の概念を明らかにしたことである。憲法学と社会科教育学における見解を比較分析した結果、憲法教育とは「学校教育において憲法の価値を身につけ、それを実現できる能力を育成する教育」と結論付けることができた。

二点目は、憲法教育の内容構成の視点を得たことである。法律学からの問題提起を検討した結果、憲法の価値の意義づけや具体的な内容、内容構成の方法を導出することができた。

残された課題は以下の2点である。

一点目は、憲法教育とは一義的な概念であるのか、あるいは多義的な概念を含むものであるのかという問いである。あるべき価値とは多義的な意味を含むがゆえに、慎重に解釈する態度を持たねばならないと考える。

二点目は、憲法教育の内容構成論の精緻化を図ることである。憲法の価値をどのように憲法教育

で実現させるのか、あるいはそれはどのような教育内容を編成すべきなのかを具体的に展開していくことである。

【注】

- 1) 吉田俊弘「法教育の実践から見えてくるもの」(法学セミナー662号・2010年) 20頁。または、齊藤一久「法教育における憲法教育と憲法学—憲法学は非常識か?」(法学セミナー662号・2010年) 29~30頁。
- 2) 中野光「戦後教育における憲法教育」『日本教育法学会年報』第5号(有斐閣・1976年) 156~164頁。
- 3) 樋口陽一『いま、憲法は「時代遅れ」か(主権)と(人権)のための弁明』(平凡社・2011年) 4頁。
- 4) 日本社会科教育学会編『社会科教育辞典』(ぎょうせい・2004年) 191頁。池田賢市『法教育は何をめざすのか—「規範教育」か「主権者教育」』(アドバンテージサーバー・2007年) 37頁。
- 5) 星野安三郎「憲法教育の今日的課題」『日本教育法学会年報』第4号(有斐閣・1975年) 130頁。
- 6) 中野・前掲注5) 156頁。
- 7) 成嶋隆「教育と憲法」樋口陽一編『講座 憲法学4 権利の保障【2】』(日本評論社・1994年) 122頁。
- 8) 永井憲一『憲法と教育基本権 新版』(勁草書房・1985年) 162頁。
- 9) 永井憲一『教育法学』(エイデル研究所・1993年) 134~135頁。
- 10) 永井憲一『憲法と教育基本権 新版』(勁草書房・1985年) 181頁。永井憲一『主権者教育権の理論』(勁草書房・1991年) 125頁。
- 11) 永井憲一『主権者教育権の理論』(勁草書房・1991年) 255頁。
- 12) 兼子仁「教育の外的事項と内的事項の区分」『教育法学の課題 有倉遼吉教授還暦記念』(総合労働研究所・1974年) 304~305頁。
- 13) 戸波江二「教育法の基礎概念の批判的検討」戸波江二・西原博史編著『子ども中心の教育法理論に向けて』(エイデル研究所・2006年) 28~29頁, 30, 33頁。
- 14) 齊藤一久「憲法教育の再検討」戸波江二・西原博史編著『子ども中心の教育法理論に向けて』(エイデル研究所, 2006年) 120頁。
- 15) 日本社会科教育学会編「社会科教育事典」(ぎょうせい・2004年) 189頁。
- 16) 渡邊弘「法教育論の最近の動向と理論的課題」民主主義科学者協会法律部会編『法と科学第41号』(日本評論社・2010年) 132頁。
- 17) 成嶋隆「義務教育における憲法価値・原理の教育」民主主義科学者協会法律部会編『法と科学第40号』(日本評論社・2009年) 162頁。
- 18) 大村敦志「はじめに」(ジュリスト1404号・2010年) 8~9頁。
- 19) 教科書における記述内容については、吉田・前掲注1) 19~20頁ないしは『法と教育』第1号(商事法務・2011年) 105~106頁。または、拙稿「法教育に関する一考察—中学校社会科の実践から—」(日本社会科教育学会第60回全国大会発表論文集第六号) 237頁。教科書の内容構成の問題点について、渡邊弘「司法・裁判システムに関する教育」全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性 学校教育における理論と実践』(現代人文社・2001年) 24~32頁。中学校公民的分野の教科書も例外ではなく、法や制度の名前が溢れている教科書である。まさしく法の切り貼り状態であり、公法に比べて私法の記述が少ない。
- 20) 筆者の経験では、日常生活と憲法の結びつきを学習場面でいきなり意識させようとしても実際は難しいのではないと思われる。それは、生徒は日々憲法を意識して生活しているわけではないからである。気付かないことに気付かせることは教育上大切であるが、あくまで生徒の実態や地域環境などを踏まえた上で授業を構築すべきである。憲法を勉強すれば万人が幸福な生活を送ることができるというような発想は慎むべきである。
- 21) 憲法学に問わず、例えば刑法でも体系性が重視されていることは周知の事実であり、解釈学である以上は学説の対立は当然である。しかし、学問上の「通説・判例」という用語の使用は、少なくとも義務教育段階の学校では難しい。その意味で「義務教育用の憲法学説」という従来の発想を超える体系を作らないと法教育における憲法学の任務を果たすことができないというのが、戸松氏の主張ではないと思われる。
- 22) 私人間効力論についての詳細は避けるが、非適用説のように憲法上の人権は私人間に適用されることがないのであれば自由や平等という人権の基幹部分の理解に影響を与えると考えられる。憲法学の議論が教育内容にまで影響することを鑑みれば、やはり法学者の教育内容提案は必要不可欠なものになる。
- 23) 法教育において、法を実定法的な理解にとどめないためには、法哲学、法社会学、法制史といった基礎法学から社会科教育学に向けてのアプローチが必要になる。

【参考文献】

- ①大杉昭英『法教育実践の指導テキスト』(明治図書・2006年)。
- ②橋本康弘・野坂佳生編著『“法”を教える—身近な話題で基礎基本を授業する』(明治図書・2006年)。

- ③江口勇治・磯山恭子編『小学校の法教育を創る一法・ルール・きまり』（東洋館出版社・2008年）。
- ④江口勇治・大倉康裕編『中学校の法教育を創る一法・ルール・きまり』（東洋館出版社・2008年）。
- ⑤橋本康弘編著『教室が白熱する“身近な問題の法学習” 15選一法的にはどうなの?子どもの疑問と悩みに答える授業』（明治図書・2009年）。
- ⑥教師と弁護士で作る法教育研究会編著『教室で学ぶ法教育』（現代人文社・2010年）。
- ⑦西原博史『良心の自由と子どもたち』（岩波書店・2006年）

（浅利 祐一 釧路校教授）

（池田 泰弘 釧路市立北中学校教諭）